



国民年金からのお知らせ

4月から学生納付特例申請を受け付けます



本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務づけられています。

しかし、保険料を納めることが困難な学生については、「学生納付特例」の制度があります。申請して認められると、在学中の保険料を卒業後に後払い（追納）することができます。なお、申請は在学中毎年必要となります。

【対象となる人】大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及びその他の教育施設（※1）に在学する学生等（※2）で、本人の前年度所得が118万円以下（※3）である人

（※1）各種学校については1年以上の課程に在籍している人に限ります。

（※2）夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれます。

（※3）扶養家族のいる学生の場合は基準額が変わります。

【申請時に必要なもの】

●学生証（コピー可）又は在学証明書 ●年金手帳又は国民年金保険料納付書 ●印鑑

※代理人が申請する場合は運転免許証等の身分証明書

※世帯が別の代理人が申請する場合は上記に加えて委任状が必要です。

【対象となる期間】

平成24年4月～平成25年3月の間の国民年金保険料

【承認を受けた期間について】

- 病気や不慮の事故等で重い障がいが残った場合、障害基礎年金を受給するための資格期間として算入されます。
- 老齢基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、後払い（追納）しないと年金額には反映されません。

【追納について】

- 承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い（追納）することができます。ただし、2年度を過ぎると当時の保険料に加算金がつきます。
- 追納する場合は年金事務所に納付書の再発行を依頼してください。

【申請受付期間・場所】

- 平成25年4月末日まで

申請は、役場 住民課 住民年金係（2番窓口）又は年金事務所で手続きしてください。

4月から国民年金保険料額が変わります

平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）の国民年金保険料は

月額 **14,980円** になります。

問合先

直方社会保険事務所 国民年金課 ☎0949・22・0905

桂川町役場 住民課 住民年金係 ☎65・3301

